

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成28年11月29日(火曜日)

午後1時10分～午後1時25分

2. 場 所 委員会室

3. 出席委員 猶野智和委員長 末永義美副委員長
竹岡昌治委員 徳並伍朗委員
秋山哲朗委員 安富法明委員
下井克己委員 岩本明央委員
山中佳子委員 三好睦子委員
高木法生委員 岡山隆委員
秋枝秀稔委員 戎屋昭彦委員
杉山武志委員 荒山光広議長

4. 欠席委員 なし

5. 出席した事務局職員

綿谷敦朗 議会事務局長 野尻登志枝 議会事務局係長
大塚 享 議会事務局係長

6. 説明のため出席した者の職氏名

篠田洋司 副市長 石田淳司 市長公室長
田辺 剛 総務部長 大野義昭 総務部次長
竹内正夫 財政課長

7. 会議の次第は次のとおりである。

午後1時10分開会

○委員長（猶野智和君） ただいまより、予算決算委員会を開会いたします。

それでは、本日の本会議におきまして本委員会に付託されました市長提出議案2件のうち、議案第95号につきまして審査いたしたいと思っておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

それでは、議案第95号平成28年度美祢市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。執行部より、説明を求めます。大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） 議案第95号平成28年度美祢市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

それでは、歳出から御説明いたします。補正予算書の95—10、11ページをお開きください。

各費目で共通して計上しております人件費についてであります。

これは、人事院勧告に基づく国の給与改定に準じて行う給料表の改定及び勤勉手当率の改定によるもの、また人事異動等に伴う人件費の会計間、費目間の調整を行うものであります。

それでは、給与明細書の95—36、37ページをお開きください。

2一般職におきましては、当初予定しておりました職員数の減等により、給料が2,320万4,000円の減、職員手当は18万1,000円の増となっております。

また、共済費におきましては3,756万4,000円の減となり、総額で6,058万7,000円の減となっております。

人事院勧告の主な内容は、平均0.2%の給料表の引き上げ、及び勤勉手当の支給額を0.1月分引き上げております。

また、共済費の減につきましては、人事院勧告に伴うもののほか、職員の異動、当初予定していた職員数の減、また平成27年10月から共済年金が厚生年金に統合され、保険料の算定が給料月額から標準報酬月額に移行されたため、予算の積算が正確にできないことから、多めに予算計上を行ったためであります。

特別職につきましては、市長、副市長、教育長は一般職員と同様に勤勉手当を引き上げます。また、議員の期末手当を他の市と均衡をとるため、支給額を0.3月分引き上げる内容となっております。

説明は、以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） 続きまして、歳入についての御説明をさせていただきたい
と思います。恐れ入りますが、95—8、9ページをお開き願います。

このたびの人件費の減額に伴いまして、18款繰入金・1項基金繰入金・1目財政調
整基金繰入金を歳出と同額の5,863万9,000円減額いたしております。

以上をもちまして、議案第95号平成28年度美祢市一般会計補正予算（第5号）
の説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございせんか。
竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 95—11ページ。議会の——議員の期末手当。0.3%って
いったらどんなもんかなと思ったら、いわゆる総額で15万8,000円と認識して
もいいんでしょうかね。例えばこれを私は辞退する、というときにどうなるかお考え
をお聞かせいただきたい。

○委員長（猶野智和君） 大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） ただいまの竹岡委員の御質問の中で総額はわずかしか上
がっておりませんが、これは、この前にも御説明申し上げましたけど、議員全体
でこのたび0.3月分引き上げた総額は180万5,400円になります。

これで、今回の補正でわずかな増額となっている理由は、当初予算におきまして議
員の方が全て在職が全て昨年度から引継ぎ、在職して満額の期末手当が支給される予
定で予算を計上しております。実際のところ、この4月に行われました議員選挙にお
きまして、何名か——数名の方が新たに当選されまして、在職期間が3カ月未満にな
っております。そうなれば支給額が30%ということで本来の予算に計上してありま
した支給額より低くなっております。それを全て合計といいますか試算しますと、全
体で十数万の増額、これをあの議員1人30万の基本給でいいますと約10万8,
000円の増、議長におかれましては14万4,000円の増額になっております。
支給額の変更はそのようになっております。

これを辞退されるとなると今度は議員のいろんな縛りがあると思います。例えば、
辞退すれば寄附金行為に当たるとか、そういったことが考えられますので、ちょっと
これまではちょっと詳しく調べておりませんので、ちょっと申し上げられませんが
……その辺はまた検討——調べさせていただけたらと思います。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） いや、私が申し上げたのは全額辞退するといっていないんです。増額分を辞退するというとどうなるかという質問をしたんです。

○委員長（猶野智和君） 篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 竹岡委員の御質問にお答えしたいと思います。議員報酬しかり、給料、職員給与しかり、でございます。いろいろな原則があるわけでございますが、その1つに条例主義の原則というのがございます。給与決定に当たっては財政民主主義を——財政民主主義というわけですけど、住民にそれをきちっと示して、それを条例化してきちんと支給するというものでございます。

したがいまして、減額に当たっても当然減額に関する条例が必要になろうかというふうに判断しております。で、一部返上する場合には当然さきほど大野次長が説明しましたように、寄附行為の禁止というところに関わってくると思いますので、基本的には全て条例に基づく支給ということが大原則でございますので、一部返上というものはできないものだと私は解釈しております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） よろしいですか。ほかにございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今回の議員に対する議員の期末手当、月数状況。まあ一応資料いただいております。それでですね、この10年間議員における歳費、これはもう10年間ずっと上がっておりません。上げる状況でもなかったということだったと思うんですけど、それで今回は改正月数0.3、上げるということで今回これが美祿市が一番そういった面で低かったということで、この辺……今回美祿が0.3、他のところが0.1で大体月数が同じ、決まっているようになってきているのですが、ずっとこの低かったという要因っていうのはなんかあったんでしょうか。

その辺説明お願いします。

○委員長（猶野智和君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） ただいまの岡山委員の御質問ですが、それぞれの自治体の議会で期末手当が支給されているわけですが、期末手当は、議員に期末手当を支給するというのは地方自治法で大もとが定めてあります。それでそれぞれの議会で報酬についてもそうなんです、それぞれの議会で金額は異なっておりますし、期末手当の月数も異なっております。

例えば美祢市ですと、現在のところ、2.95月ですが、下関市の議会においては2.6月、一方その長門、萩なんかは3.15月ということで月数異なっておりますが、現在その全国的に見るとですね。長門、萩で採用されている3.15月というのが主流になっております。

これは何かといいますと、国の指定職、いわゆるキャリアの職員とかあるいは国会議員の期末手当の月数がこれに当たりますが、これを採用されておるところが多いという状況にあります。

美祢市においては合併時にですね、月数を定めるにあたって近隣の市ですとかあるいはその類似団体、いわゆる同じ規模で同じ産業構造の市を参考に報酬も月数も——報酬については、報酬審議会に諮って決めておりますが、月数を参考に決めております。で、その後、人事院勧告の——勧告の月数が上がる年もあれば下がる年もあったわけですが、議員の報酬については期末手当の人勤を反映させてきた。勤勉手当については議員は反映させてなくて、職員については期末・勤勉手当、両方の勧告を反映させてますが、議員については期末手当に関する勧告を反映させてきた結果、期末手当の月数が下がったのが、平成21年と22年に下がっておりまして、それ以降は期末手当についての勧告は出ておりません。ですから、始めに決めた月数から下がった状態で現在まで来ておる。ところがその近隣の市とかあるいは類似団体と比較した時にちょっと差がありすぎると。この今の美祢市のやり方でいくと、さらに差が広がっていくということが懸念されましたので、このたび、近隣の市、全国のほとんどの議会で採用されておる月数に統一してはどうかということで提案をした次第です。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） それでは、これより議案第95号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のと

おり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案2件のうち、議案1件につきま
しての審査を終了いたしました。

その他、委員の皆さんから、何かございましたら御発言をお願いいたします。ない
ようでしたら、これにて、本委員会を閉会いたします。御審査・御協力、誠にありが
とうございました。お疲れ様でございました。

午後1時25分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年11月29日

予算決算委員長

楠野智知